

# 青森県報

号外第三十一号

令和五年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県報の販売人の指定、販売価格等の一部改正……………(総務学事課) ……一
  - 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
  - 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 選挙管理委員会
- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……二

## 告 示

### 青森県告示第二百五十一号

昭和五十一年四月一日青森県告示第二百三十七号(青森県報の販売人の指定、販売

価格等)の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二中「十五円」を「十八円九十銭」に改める。

### 青森県告示第二百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	三沢十和田線	前	後	前	後	前	後
2	県道	中ノ渡十和田線	前	後	前	後	前	後

青森県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	東津軽郡今別町大字砂ヶ森字赤根沢二三の二から 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元六の一まで	令和 五・三・三
県道三沢十和田線	上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の一六から 十和田市大字相坂字高清水七八の三まで	〃
県道中ノ渡十和田線	十和田市大字沢田字中道五八の一から 十和田市大字沢田字三日市一三九の一まで	〃
県道櫛引上名久井三戸線	三戸郡南部町大字福田字町中一二の一から 三戸郡南部町大字福田字町中一〇の三まで	五・四・一
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字野々上平八六の四から 三戸郡田子町大字田子字池振外平一四の二まで	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二号を次のように改める。

十二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づく個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
-------------------------------------	---	-----------------------------